

所得税改革～給与所得控除と人的控除を中心に～

関西大学経済学部経済学科3回生 経 00-534 中山俊
経 00-359 菅野勝
経 00-672 星野芽生
経 00-664 普門雅史
経 00-188 加島拓人

目次

- 1.はじめに
- 2.所得税の現状
- 3.所得税制の課題と改革案
- 4.改革案による影響
- 5.おわりに

1.はじめに

本論文の目的は現在の明らかに不公平な所得税制をどのように改革すれば公平な税制に近づくのかを検討することである。21世紀をむかえ日本経済は今までには考えられなかったような少子化、高齢化、グローバル化、などのさまざまな問題に直面している。少子化は将来の労働力の低下につながり、その分の税収が減少する。高齢化が進むと社会保障による国の歳出が増加することになり財源が苦しくなる。少子化と高齢化が同時に進むと、財源の歳入の減少と歳出の増加が同時に進むことになる。また経済のグローバル化が広がると、法人企業が日本の法人税よりも有利な納税が可能な国へ移動することが考えられ、そのために税収も減少する。このような問題が起こると今後ますます日本の財政状況は厳しくなると予想できる。平成14年11月現在の国と地方を合わせた長期債務残高は685兆円をも上回っている。この債務を返済するには将来の増税が必要不可欠であろう。日本の所得税は諸外国と比較しても、その水準は決して高くない。むしろ全体的に見ても低い水準にあるといえる。よって、増税をいつ行うべきかの議論はとりあげないが本論文の改革案では税収確保の意味合いも含んでいる。これらの財源不足の原因のひとつは日本の税制が公平ではないからである。よって以下に示す

改革案は現代の租税三原則「公平、中立、簡素」を第一に考慮したものとなっている。

全体の流れとしてはまず 2 章で改革案に関わる部分の所得税の現状を中心に触れておき、3 章で改革案を示す。そして 4 章では実際に 3 章で示す改革案を用いて日本の所得税制に適用したときにどのような税収の変化が生じるのかをシミュレーションする。

2. 所得税の現状

2.1 真の公平、中立とは

ひとくちに「公平、中立、簡素」な税制が望ましいといってもほんとうの公平、中立とはどのようなものか、というのは簡単には定義できない。一般的には公平には垂直的公平と水平的公平の 2 種類の公平性の概念がある。垂直的公平とは、所得を担税力とすると担税力が異なる人にはそれぞれ異なる税負担をかけることで、公平を満たそうとすることである。つまり所得の高い人はそれだけ高い税率を適用し、所得の低い人は低い税率を適用するというかたちを目指す。現在の所得税制は累進税率表を適用しているため一応この垂直的公平を満たしている。一方、水平的公平とは、等しい担税力を持つ人には等しい税負担を行おうとするものである。これは消費税などが水平的公平性を満たしているといえる。ただしこの両者を同時に満たすように所得税を改革することは非常に困難である。また所得税の問題としてクロヨンと呼ばれる所得補足率格差がある。これはサラリーマン、個人事業主、農業者の間ではそれぞれの所得に対しての捕捉率がおよそ 9 割、6 割、4 割となっているということである。しかし、この割合の差は所得の差によって生じるものではない。実際、過去の研究によっても証明済みのことであり所得捕捉率格差は確かに存在する。問題なのはこういった捕捉率格差の存在により、公平性を阻害するということである。

中立とは、簡単に説明すると、その税金がかかることによって個人の行動、より大きくいえばその個人の一生をも左右してしまうような、そんな税制にしてはならないということである。現在の税制ではたとえば、配偶者控除、配偶者特別控除の関連による 103 万円の壁が存在しているために既婚女性がなかなか自由に労働市場に進出できない状態に陥っているといえる。このようなことは結婚するかどうかの問題にまでかかわってくる。当然のことであるが、このことは中立を満たしているとは言えない。ただし公平と中立を同

時に満たし、また実現の可能性を考えた税制改革案を示すことは困難である。よって改革案はできるだけ公平、中立を目指したものになっているが完全には公平、中立であるとはいえないものとなっている。次節以後では、日本の所得税制における課税単位および控除の制度を紹介する。

2.2 給与所得控除

現在の給与所得控除は給与収入180万円までが40%の控除率で、その後収入が上がるにつれて180~360万円までが30%、330~660万円までが20%、660~1000万円までが10%、1000万円以上が5%と徐々に控除率は低下するかたちになっている。また最低控除額は65万円である。最近の議論ではこの給与所得控除が非常に高すぎるために課税最低限が高水準なものになっていると指摘されている。この指摘はもっともなことであるがこの議論を展開するときの問題として給与所得控除をどのようなものと定義するのかという点がある。給与所得控除の意義としては、給与所得の必要経費 資産所得や事業所得と比較した給与所得の担税力の弱さの調整 事業所得などの申告納税所得と源泉徴収される給与所得との所得補足率格差の調整 申告納税と源泉徴収との納税タイミングのずれから生ずる金利上の損失の調整 の4つである¹⁾。この中でもっとも有力な説が必要経費である。このことはサラリーマンに対しても実額経費控除か給与所得控除かの選択が認められている「特定支出控除」の存在からも判断できることである。つまり実額控除である「特定支出控除」をサラリーマンに認めている時点で給与所得控除を必要経費と同様にとりあつていることになるのである。しかしこの実額経費として認められるのは、通勤費、研修費、転任のための費用などごく限られたものとなっている。実際、これだけの項目で給与所得控除を上回るほどの経費を使うかといえば、一般的に考えてもまずありえないだろう。そうするとこの「特定支出控除」という制度はほとんど利用されることがなく、あまり意味がないものであると判断できる。

注)

1) 給与所得控除の から の定義は宮島洋(1986)『租税論の展開と日本の税制』日本評論社 P167引用

表 2-2 給与所得控除 (2002 年)

給与収入	
~180 万円	40%
180~360 万円	30%
360~660 万円	20%
660~1000 万円	10%
1000 万円 ~	5%

2.3 人的控除

人的控除はいろいろあるが表 2-3 のように基礎的なものに基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除があり、それぞれの控除額は 38 万円である。配偶者特別控除はサラリーマンの負担軽減、事業所得者との所得捕捉率格差是正の目的などから昭和 62 年に創設されたものである。扶養控除には 16~23 歳の間は 63 万円控除される特定扶養控除や、70 歳以上の人には 48 万円控除する老人扶養控除などもある。特別な人的控除として老年者控除、障害者控除、寡婦(夫)控除、勤労学生控除などがある。この中で最近非常に議論されているのが配偶者特別控除である。しかしすでに配偶者特別控除は廃止されることが決まっている。

表 2-3 人的控除の類型

(単位:万円)

項 目		所 得 税	個 人 住 民 税	
基礎的な人的控除	基礎控除	38	33	
	配偶者控除	控除対象配偶者	38	33
		老人控除対象配偶者(70歳以上)	48	38
		同居特別障害者加算	+35	+23
	配偶者特別控除	最高38	最高33	
	扶養控除	扶養親族	38	33
		特定扶養親族(16歳以上23歳未満)	63	45
		老人扶養親族(70歳以上)	48	38
		同居老親等加算	+10	+7
		同居特別障害者加算	+35	+23
特別な人的控除	老年者控除(本人)	50	48	
	障害者控除	障害者(本人、配偶者、扶養親族)	27	26
		特別障害者(同上)	40	30
	寡婦控除(本人)	寡婦	27	26
		特定の寡婦加算	+8	+4
	寡夫控除(本人)	27	26	
勤労学生控除(本人)	27	26		
白色事業専従者控除	配偶者	86	86	
	配偶者以外	50	50	

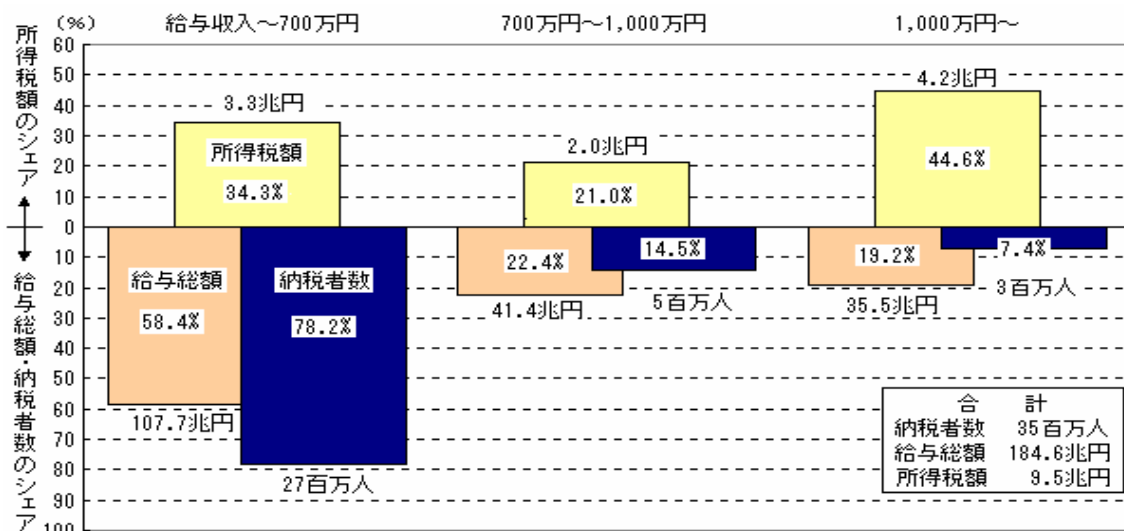
出所:財務省ホームページ <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/045.htm>

2.4 納税者比率

所得税の負担の分布について、図 2-1 によると民間の給与所得者の給与階級別にその納税者数、給与総額、所得税額の構成を見ると給与収入 700 万円以下の納税者数は全体の 78.2%を占めており給与総額も 58.4%を占めるが、所得税額全体に対しては 34.3%しか負担していない。それに対して給与収入 1000 万円以上の納税者数は約 300 万人で全納税者の 7.4%程度と非常に少ないが、所得税制が累進税率表を適用しているために、所得税額の 44.6%もの税額を負担している。これは、日本の所得税が高所得者層に著しく税負担が偏っていることを示しており、低所得者は課税最低限が高いことから税負担額が低くなっていることを示している。その原因は明らかに、課税最低限が高いからである。国際的に見ても日本の課税最低限は飛びぬけて高いといえる。

日本の個人所得税は、諸外国のそれと比較すると税率は高くないが、課税最低限があまりにも高いこと、近年の幾度とない所得税減税が行われたこと、日本の税源が法人税に過度に依存していることなどにより税収が減少している。所得税が基幹税であるにもかかわらず諸外国に比べると個人所得に占める税負担割合は低いものとなっている。

図 2-1 所得税納税者比率



(注) 1. 平成10年分「税務統計からみた民間給与の実態」(国税庁)による。
 2. 1年を通じて勤務した給与所得者(年末調整を行わなかった者を含む。)である。

出所: 財務省ホームページ <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryuu/039.htm>

3. 所得税制の課題と改革案

3.1 給与所得控除の改革

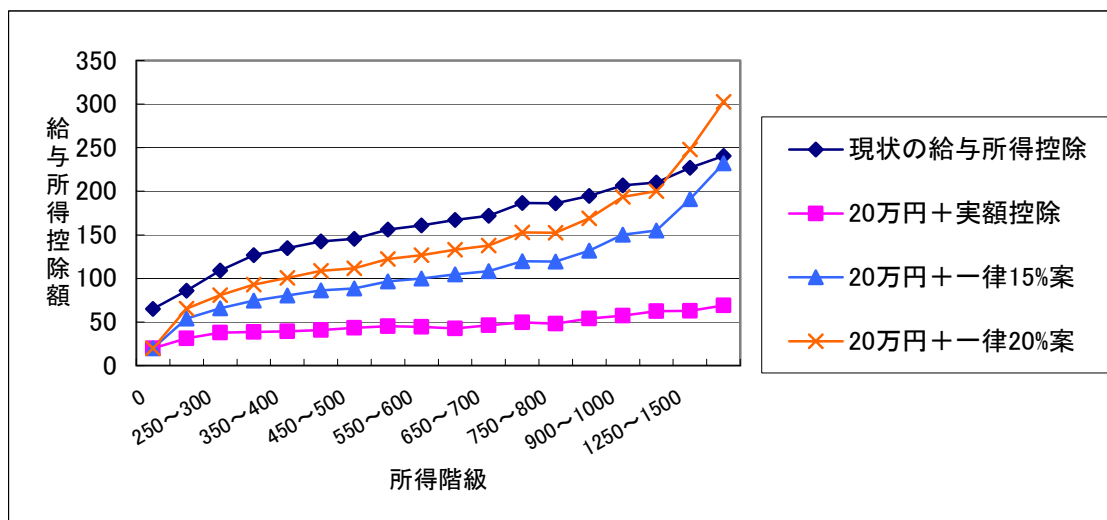
現在、所得税制における議論ひとつに給与所得控除の水準が高すぎるのではないのかということがある。それは給与所得控除を所得を稼ぐための必要経費と考えたとき、実際にかかるであろう必要経費より給与所得控除額がはるかに高いからである。現状の収入に対する給与所得控除の割合は非常に高水準である。よって望ましい適正な給与所得控除の水準を検討する必要がある。まず『家計調査年報（平成13年度）』の「4人世帯（有業者1人）年間収入階級別における品目分類」より勤労所得者が経費として必要であると考えられる項目を取り出す²⁾。ただしこれらの取り出した項目については、近年における女性の積極的な労働進出や離婚率の増加に伴い、女性が男性に代わって一家の世帯主となり所得を稼ぐということも考慮して、抽出項目の男性と女性両方にかかわるもの、たとえばズボン、靴下、靴などは男性ものと婦人ものをそれぞれ足して2で割った値を用いた。取り上げた品目はあくまでも一般的に考えて所得を得るために必要であるだろうと推測できるものを取り出した。これらを合計して所得階級別に見ると、年間給与収入250万円までの勤労所得者の必要経費は約11万1000円であった。この値を収入に対する割合で見ると4.9%であった。年間収入1500万円以上の所得者の必要経費は約48万9000円であり、所得に対する割合は3.4%である。全体で見ると、給与収入に対する実額控除の割合の幅は3.4%から5.8%の間である。この結果によって給与所得者が実際にどのくらいの金額を経費として支出しているのかがわかる。この割合の数値は、本来ならばこの程度の水準で十分に必要経費額をまかなえるということである。このことから明らかに現状の給与所得控除は高すぎるということができる。林(2002)によれば「所得獲得のための必要経費は5分位階級のすべての階級で給与収入に対して6%から8%台であり、したがって望ましい給与所得控除の水準は、給与所得者の申告納税のコストや税務当局の徴税コストを考えると10%程度が妥

注)

²⁾ 背広服、ワイシャツ、ブラウス、男子用ズボン、婦人用スラックス、ネクタイ、男子用屈した、婦人用ストッキング、男子靴、婦人靴、被服関連サービス、鉄道通勤定期券、バス通勤定期券、固定電話通信料、移動電話通信料、パソコン、ワープロ、書斎、新聞、書籍、つきあい費を抽出した。

当な水準である。」としている³⁾。また宮島(1986)は、「現行の給与所得控除の問題点は、必要経費の概算控除という方法をとっていることに原因があり、したがって実額控除制をとればその問題が解決できる」としている⁴⁾。

図 3-1 給与所得控除の改革案（単位 万円）



出所：『家計調査年報（平成13年）』総務庁より作成

しかし現段階で給与所得に対して非常に高水準の給与所得控除が実際に存在していることを考えると、給与所得控除を一律10%の控除額に統一することや実額経費控除に改革することは現実的に考えて実現困難であるといえよう。よって、ある程度実現可能な案として図3-1のように2つの改革案をあげる。20万円+一律15%案、20万円+一律20%案の2つである。15%と20%は給与収入に対する一定の割合でここでの20万円は現状の給与所得控除における65万円に対応する最低控除額にあたるものである。20万円という水準は最も納税者全体数に対する比率の高い250万円から500万円の給与所得者の実額経費を平均するとおよそ20万円程度であることからその額を最低控除額と定めた。図3-1から判断できることはまず、改革案にはあげていないが仮に20万円+実額控除額を給与所

注)

³⁾ 林宏昭(2002)『どう望む、財政危機下の税制改革』清文社.P121引用

⁴⁾ 宮島洋(1986)『租税論の展開と日本の税制』日本評論社.P172~173引用

得控除とすると、あまりにもその給与所得控除の水準が低すぎる。実際にその改革案を行うと大幅な増税になるので、現実的に考えて実現不可能であろう。そこで2種類の改革案を比較すると一律20%案のほうは、給与収入1000万円以上の所得者にとって現状の給与所得控除より高い控除額を受けることができる。一方、20万円+一律15%案の方は給与収入1500万円以上の所得者になるとはじめて現状よりも多くの給与所得控除を受けられる。仮に20万円+一律20%を改革案として採用すると、1000万円以上の所得階級に対しては現状の給与所得控除よりも多くの控除がかかることになる。しかし本来ならば給与収入の3.4~5.8%程度の給与所得控除で十分であることを考えると20万円+一律20%の水準は高いといえる。しかもこの案の場合、以下で試算するが、改革案全体を通して税収の変化をみると減税になってしまう。よって改革案としては20万円+一律15%案をとる。しかしながら実際のところは、個人事業主などの青色専従者給与による家族への給与の支払いと比較的広い範囲に適用されるであろう必要経費の控除などによる、節税行為や所得捕捉からの回避がある。むしろそちらのほうをこそ改善すべきである。

3.2 人的控除の改革

つぎに人的控除の問題がある。この問題は人的控除をどのような意味合いとして位置づけるかがひとつの論点となる。上記のようにそれぞれの人的控除を人が1年間生きていくための最低生計費であると考え、現状のひとりにつき38万円という控除額は決して十分に1年間生活していけるとはいえない額である。そこでどの程度の控除額が適正かということが問題である。それを考える際の一つの判断材料となるのが生活保護である。しかしこの生活保護の水準が同様に人的控除の額として適正かどうかの判断は難しい。生活保護法によると「生活保護は最低限の生活を保障し、その水準は健康で文化的な生活が維持できるもの」とされている。だが表3-1より一般的な4人家族に対する平均的な生活保護額250万円が十分な額といえるのだろうか。そこで再び『家計調査年報(平成13年度)』の「4人世帯(有業者1人)年間収入階級別における1世帯当たり年間の支出金額」より、最も全納税者に対する比率が高い給与収入250万円~500万円の4人家族の家計の1年間における消費支出を平均化した値が約277万円である。その値から、改革案にも挙げている給与所得控除の最低控除額と考えている20万円を差し引くと、約257万円になる。これは生活保護の額と割と近い値となっていることがわかる。この生活保護の250万円と『家計調査年報(平成13年度)』から割り出した257万円とを比較する。前者の額は4人家

族が生きていくのに本当に必要な基準生活費、住宅費、教育費といった額の合計である。これに対して後者の額に着目するとその額を

表 3-1 生活扶助基準（年間）

級地区分	夫婦子 2 人世帯
1 級地 1	2,711,760 円
1 級地 2	2,600,400 円
2 級地 1	2,489,280 円
2 級地 2	2,378,280 円
3 級地 1	2,207,400 円
3 級地 2	2,096,040 円

割り出す元になっている消費支出の項目を見ると生活費、住宅費、教育費はもちろんのこと、教養娯楽費までもがその項目に含まれている⁵⁾。つまり生活していくうえでこれだけ充実した多くの項目が消費支出には含まれており、生活保護の額はその消費支出の額と近いので、現状の生活保護の額を最低生計費と考えても差し支えないといえよう。よって 4 人家族の場合の 1 年間の最低生計費は 250 万円が妥当であるとする。そこでこの 250 万円を 4 人家族の人的控除に当てはめるわけであるが、家族が一緒に暮らすという時には一般的に家族がひとりからふたりに増えたときに限界的にかかる消費支出よりも 3 人から 4 人に増えたときに限界的にかかる消費支出の額のほうが、明らかに低いのである。このことは平成 13 年度計『家計調査年報』「世帯人員別 1 世帯当たり 1 か月間の収入と支出」からも容易に判断でき、そのデータによると世帯人員が増えるごとに限界的に増加する消費支出の額は減少している。よってそれを考慮すると、改革案として採用する人的控除の額は基礎控除 90 万円、配偶者控除 80 万円、扶養控除がそれぞれ 40 万円とする。なお現状における 16 歳から 23 歳未満の扶養者に適用の特定扶養控除は改革案においては廃止とし、扶養控除は一律 40 万円の控除額とする。この特定扶養控除の廃止案は政府の税制改革案においても検討されている。さらに現在の人的控除における配偶者特別控除の部分は廃

注)

⁵⁾ 消費支出の項目には、食料、住居、高熱水道、家具家事用品、被服および履物、保健医療、交通通信、教育、教養娯楽用品、諸雑費が含まれる。

止し配偶者控除 80 万円のみとする。そもそも妻の内助の功を評価するかどうかに関わらず、妻に対して配偶者、配偶者特別控除の二つの控除がなされるのはおかしなことであり、この二つの控除の存在のほうが不公平であろう。世帯間の公平を考えると、たとえば夫婦片稼ぎのケースと夫婦共働きのケースを考えた場合、方稼ぎの世帯は基礎控除、配偶者、配偶者特別控除をうけられるが、共働きのほうはそれぞれの基礎控除のみしか受けられない。片稼ぎのケースも共稼ぎのケースもそれぞれ結婚しているのには変わらないのに、人的控除の適用のされ方が異なっている。これは世帯で考えたときに両者の間で控除額の差による不公平が生じているといえる。大田(2002)によると「配偶者に対しての優遇措置である配偶者控除や配偶者特別控除は、廃止すべき時期ではないのか。」と主張している⁶⁾。「シャープ勧告以降理論的には専業主婦の家事労働は所得を生み出していると考え、そうすると専業主婦の家事労働に対しても税金がかかってしまうことになる。よって妻に対してはたとえ課税はなされたとしても、間違っても控除などはしない。」というのが大田(2002)における配偶者、配偶者特別控除廃止に当たったの根拠である⁷⁾。しかし妻の家事労働に対して本来税金がかかってもおかしくないということを根拠とするならば、それとおなじ考え方によって、基礎控除も所得稼得者が所得を得ているという理由で廃止しなければならない、ということになるのではないのか。よって配偶者、配偶者特別控除廃止に当たったこの考え方は間違っているといえる。しかも仮に配偶者、配偶者特別控除がともに廃止されれば、残りの基礎控除と扶養控除のみで最低生計費をまかなうことは困難といえる。よって改革案においては人的控除を最低生計費と考え家計の世帯員全員分の控除がなされることとした。

4.改革案による影響

4.1 改革案によるシミュレーション

では実際に上に示した改革案を用いた場合に所得階層別にどのよ

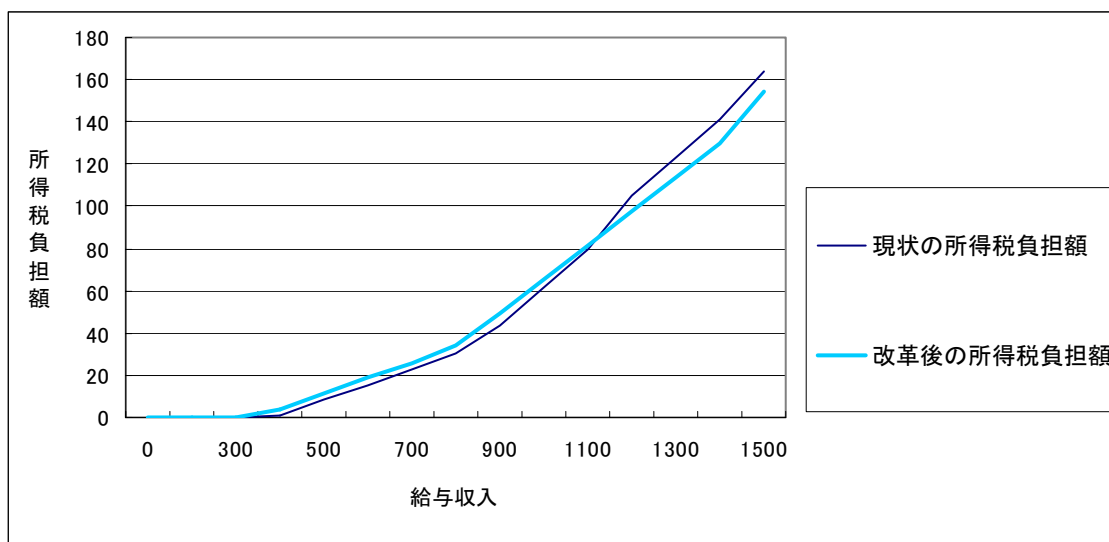
注)

6) 大田弘子(2002)『良い増税 悪い増税』東洋経済新報社.P96
引用

7) 詳しくは大田弘子(2002)『良い増税 悪い増税』東洋経済新報社
を参照されたい。

うな影響が出るのか、その変化をシミュレーションする。給与収入0円から100万円ごとに上昇する1500万円までの一般的な夫婦子供2人の家計を考える。まずそのそれぞれの給与収入から給与所得控除である20万円+一律20%を控除して給与所得を出す。その額から基本的な所得控除を差し引く。改革案における所得控除のひとつの人的控除は4人の控除額を合計した250万円である。社会保険料控除は現状のままでその算出方法は財務省による社会保険料控除の簡易計算方式に従う。これらを差し引いた課税所得に現行の累進税率を適用して給与収入別の所得税負担額を算出したものが図4-1である。この図をみると給与収入1100万円あたりから改革後のほうが減税になっていることがわかる。これは現状の所得税が給与収入1200万円以上になると配偶者特別控除が廃止されることと、改革案の給与所得控除が高所得者層に対しては現状よりも高い給与所得控除を受けられることによるものである。それに対して改革後では配偶者特別控除を廃止して妻の控除は配偶者控除だけなので1200万円を超えても急に税負担が増えることはない。また現状より改革案のほうがフラットになっていることがわかる。

図 4-1 現状と改革後の所得税負担額（単位 万円）



注) シミュレーションにおいては一般的な夫婦子供二人(そのうちひとり16歳から23歳未満までの特定扶養親族にかかる控除額を適用)、有業人員一人の家庭を想定する。簡単化のために所得控除は現在の日本の課税最低限に組み込まれている社会保険料控除、基礎控除、配偶者控除(配偶者特別控除)、扶養控除のみとする。なお定率減税20%は考慮しないものとする。

4.2 所得税収への影響

上のシミュレーションは夫婦子供4人という限定された家計の所得税負担額の変化をみた。次に、国の所得税収全体で現状と改革案を用いた後の税収の変化を試算する。『家計調査年報』より、平成13年度の現状の所得税収 1,976,694,573万円と改革後の所得税収 2,114,207,883万円が算出され、『財政金融統計月報(租税特集)』より平成13年度の所得税収 1,811,600,000万円がわかる。しかし『財政金融統計月報』の値は正確であるといえるが、『家計調査年報』の値はすべて平均の値のため正確であるとはいえない。そこでより実態に近づけるために を で割った値を調整係数とし、その値を利用して算出した増税額はおよそ1兆2603億円である。

5. おわりに

以上の改革案によって本論文の目的である公平、中立な税制を目指すことと、税収確保という二つの側面がある程度同時に満たされていると考えられる。しかしこの改革案は不十分なところが多く、また公平な税制を満たしているのかの考察はまったく行っていないので本当のところは公平なものになっているかどうかはわからない。ただし過去から現在にかけての税制改革においてこの改革案のようにおもいきった給与所得控除の一律化や人的控除の引き上げなどはそう簡単に行えることではない。よってそのような改革案を提示することには意味があるだろう。

「参考文献」

- 橋本恭之(2001)『税制改革シミュレーション入門』税務経理協会
林宏昭(2002)『どう望む、財政危機下の税制改革』清文社
大田弘子(2002)『良い増税 悪い増税』東洋経済新報社
宮島洋(1986)『租税論の展開と日本の税制』日本評論社
吉田和男(2000)『21世紀日本のための税制改革《所得税の改革》』
財団法人 大蔵財務協会
本間正明 跡田直澄 編(1989)『税制改革の実証分析』東洋経済新報社

林宏昭(1996)「所得税の控除制度と課税単位のあり方について」『総合税制研究』No4,P156~178

橋本恭之(1994)「個人所得課税の改革と具体的シミュレーション」『税経通信』Vol.49,No.15

「参考資料」

総務省統計局『家計調査年報(平成13年度)』

財務省『財政金融統計月報(租税特集)(平成14年度)』

国税庁『税務統計から見た民間給与の実態(平成13年度)』